

料理通信「お宝食材」選定品ロゴマーク使用取扱要綱

制 定 平成 27 年 2 月 6 日

第 1 条（趣旨）

この要綱は、料理通信「お宝食材」選定品ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第 2 条（ロゴマークの使用目的）

ロゴマークは、料理通信社が選定した「お宝食材」として、対外的な発信力を高めるために使用する。

第 3 条（使用手続）

1. ロゴマークの使用を希望する者（以下「希望者」という）は、あらかじめロゴマーク使用申請書に必要な書類を添付して料理通信社に提出し、料理通信社の承認を得なければならない。
2. 料理通信「お宝食材」選定品ロゴマーク使用申請書を料理通信社に提出することにより、希望者は、この要綱に同意したものとみなす。

第 4 条（使用上の遵守事項）

1. 料理通信社の使用承認を受けた希望者（以下「ロゴマーク使用者」という）は、ロゴマークを使用するデザインについて「ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守するものとする。ただし、「ロゴマーク使用ガイドライン」以外の使用について料理通信社が事前に書面で認めた場合はこの限りでない。
2. 前項の規定に基づき、ロゴマーク使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認された用途のみに使用するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合の使用を禁止する。
 - ・ 料理通信社が選定した「お宝食材」の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
 - ・ 自己の商標や意匠として、使用するとき又はそのおそれのあるとき。
 - ・ 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
 - ・ 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を料理通信社が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
 - ・ 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適當であると料理通信社が認めるとき。

- (2) ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用開始に先立ち完成物を提出する。ただし、完成物の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (3) 料理通信社が事前に書面で認めた場合を除き、ロゴマーク使用者は第三者にロゴマークを使用させてはならない。

第5条（使用の取消等）

1. ロゴマーク使用者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又は、その他この要綱に違反したときは、料理通信社は、いつでも当該ロゴマーク使用者によるロゴマークの使用を取り消すことができる。この場合において、当該ロゴマーク使用者に損害が生じても、料理通信社は、その責めを負わない。
2. ロゴマーク使用者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又は、その他この要綱に違反した等した結果、料理通信社に損害が生じた場合、料理通信社は当該ロゴマーク使用者に損害の賠償を請求することができる。

第6条（所管）

当要綱に関する事務は、料理通信社が所管する。

第7条（補則）

1. この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、料理通信社が別に定める。
2. ロゴマーク使用者と料理通信社の間において問題が生じた場合には、ロゴマーク使用者と料理通信社で誠意をもって協議するものとします。協議しても解決しない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 6 日より施行する。